

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 予防通所リハビリサービス料金表

2024年6月1日改定

◆自己負担額(基本+科学的+サービス体制) 単位:円(税込)							
要介護度		要支援1			要支援2		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費	1月	2,594	5,189	7,784	4,812	9,625	14,438
食費	1日	750					

予防通所リハビリテーション 加算		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
科学的介護推進体制加算	円/月	44	87	130	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1	円/日	96	191	286	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2	円/日	191	382	572	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上
長期利用減算(要支援1)	円/月	-129	-259	-389	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合は減算となります。 ※要支援1:120単位/月、要支援2:240単位/月の減算
長期利用減算(要支援2)	円/月	-259	-519	-779	ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算は行わないこととされています。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	$\text{所定単位数} \times \text{加算率}(8.6\%) \times \text{地域単価}(10.83) \times \text{自己負担割合}$			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	円/月	609	1,218	1,826	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション計画を定め、能力の向上を支援する
栄養改善加算	円/月	358	715	1,072	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅に訪問する
栄養アセスメント加算	円/月	78	156	234	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職員が共同してアセスメントを実施、結果を説明し必要な対応を行う

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.83(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 予防通所リハビリサービス料金表

2024年6月1日改定

◆自己負担額(基本+科学的+サービス体制) 単位:円(税込)							
要介護度		要支援1			要支援2		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費	1月	2,594	5,189	7,784	4,812	9,625	14,438
食費	1日	750					

予防通所リハビリテーション 加算	負担割合			摘要	
	1割	2割	3割		
科学的介護推進体制加算	円/月	44	87	130	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
サービス提供体制強化加算(I)1	円/日	96	191	286	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上
サービス提供体制強化加算(I)2	円/日	191	382	572	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が70%以上
長期利用減算(要支援1)	円/月	-129	-259	-389	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合は減算となります。 ※要支援1:120単位/月、要支援2:240単位/月の減算
長期利用減算(要支援2)	円/月	-259	-519	-779	ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算は行わないこととされています。
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数 × 加算率(8.6%) × 地域単価(10.83) × 自己負担割合				介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数
生活行為向上リハビリテーション実施加算	円/月	609	1,218	1,826	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション計画を定め、能力の向上を支援する
栄養改善加算	円/月	358	715	1,072	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅に訪問する
栄養アセスメント加算	円/月	78	156	234	管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職員が共同してアセスメントを実施、結果を説明し必要な対応を行う

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.83(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

食費の改定及び介護保険の改正に伴い上記の料金体制になる事について同意します。

年 月 日

ご利用者氏名: _____ 印

ご家族氏名: _____ 印